

# 『書評』 先生、殴らないで！

## 学校・スポーツの体罰・暴力を考える

山崎 健

本書は、大阪・桜宮高校でのバスケットボール部員の自殺という極めて遺憾で衝撃的な出来事と柔道女子日本代表選手一五名が監督の暴言・暴力を訴える嘆願書を提出したことなどを契機に企画・出版されたものです。

構成は、「はじめに」「第一章 スポーツに暴力は必要か」「第二章 学校に体罰は必要か」「資料：団体声明・宣言」「おわりに」。

第一章では、著名なピッチャーであつた桑田真澄氏への特別インタビュー「スポーツマンとして許せない暴力」、スポーツ史が専門で学生野球の史的研究も行っている一橋大学の坂上康博氏「部活での暴力はいつから始まったか」、元高校教師で浦和西高校水泳部を母

体として発足した地域水泳サークル「酔水会」の会長を務める平野和弘氏「暴力の思想を超える・スポーツと自治」。

第二章では、元三鷹高校校長で都教委の通達に異を唱え「生徒がくれた卒業証書」の土肥信雄氏「私の体罰否定論」、千葉大学名誉教授で教育行政学が専門の三輪定宣氏「学校と体罰・暴力の関係史・「個人の尊厳」の教育原理の成立の背景・過程・展開とその実現の展望」、和光大学教授で新自由主義の教育改革を批判する教育行政学が専門の山本由美氏「体罰をめぐる親の運動と子どもの権利」。

資料編では「自由法曹団常任幹事会」「学校体育研究同志会」「日本体育学会理事会」「現代スポーツ研究

会」「日本スポーツ法学会理事会」「青年法律家協会弁護士学者合同部会議長」「新日本スポーツ連盟」「日本体育協会・日本オリンピック委員会・日本障害者スポーツ協会・全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟」の声明や宣言。

という構成となっています。

また、コラムとして「勝ち」にとらわれない考え方があった・学徒の対外試合基準についての局長通知（川口智久・一橋大名誉教授）、「みんなをやめよう部活の暴力（本田貴文・マンチェスター大学学生）」、「外国と日本のスポーツ現場の違い（増田あゆみ・出版社スタッフ）」、「部活暴力の背景を考える―スポーツ推薦入試制度（八木絹・ライター）」、「小学校時代からの宿題―学校と暴力・体罰（吉田武雄・いがた県民教育研究所）」が収録されています。

そもそも学校教育やスポーツ活動における「体罰」という表現自体が間違っています。それは、どう弁明しても明確な「暴力行為」で「犯罪」です。

自らの可能性実現に向けて一生懸命に取り組むスポーツ活動は、オリンピックを目指す選手から予選や一回戦で敗れてしまう選手まで含め、最も優れた人間的行

為の一つです。「今日はためでも頑張れば明日は少し良くなるかもしれない」という「自己実現性」と表現される個人の尊厳や発達の権利の実現のための行為なのです。それは「愛のムチ」と称する恫喝や暴力では決して実現できないものです。「勝利至上主義の弊害」といいますが、本当に勝利するためには科学的で情熱的で個人の尊厳と自己実現を保証するトレーニングのプロセスが必要なのです。

本書では、桑田真澄氏が、早稲田大学大学院での修士論文で日本の野球の歴史的考察から「戦前」の日本的「野球道」には暴力は存在しなかった事を指摘しています。また、坂上康博氏は、戦後の学生スポーツ復活の動きの中で旧日本軍での「私的制裁」を経験してきた先輩達の一部から始まったのではないかと指摘し、部活動から暴力を根絶するために、①スポーツ推薦制度の見直し、②部活を開放的なものに、③スポーツ科学の成果を取り入れる、④練習方法を変える、⑤スポーツに憲法二三条（すべて国民は個人として尊重される）を生かす、との提言を行っています。

川口智久氏は、「競争とは相手を打ち負かすためのものではない」として「勝利への道―系統的学習」『ノ―

サイド」の意味」「アマチュアリズムとフェアプレー」「優勝劣敗」「『オフサイド』待ち伏せ論」とスポーツ本来の価値を展開しています。

土肥信雄氏は、自らの「体罰否定論——教師の体罰根絶を（一九九三年）」を再提起する。そして「責任問題」「暴力の連鎖」「弱い者いじめの構図」「言論の自由」「教師の専門性」と自らの三鷹高校での実践を振り返る。

三輪定宣氏は戦後の体罰禁止法制の意義について、戦後初期教育改革での「個人の尊厳」の教育原理の重要性と学校教育法第一条（教員の懲戒の権利）について子どもの権利条約について論究します。

山本由美氏は、体罰容認の「有形力の行使」論について「親の運動と子どもの権利条約」から「新自由主義教育改革のもとの体罰」として「競争原理での教育評価」の妥当性を問います。

（やまざき けん・新潟大学教育学部・運動生理学

## 大同保育隊

### ——中国戦線に障害者の兵隊がいた

藤野豊さん（敬和学園大学准教授）は、大同保育隊の存在を発掘した。早稲田大学図書館の目録から偶然見つけ探索の結果、防衛省防衛研究所にも知られていなかった同隊の存在を明らかにした。軽度の身体障害や知的障害、結核を患っている人達が徴兵され、保護兵として別に訓練された。数をかぞえない人、前進、後退の意味が分からない人も居たという。大同以外にはそのような部隊があったのか、無かったのかは不明。誇り高い帝国軍隊が、そのような事実を隠すのは当然かもしれない。病気で除隊・帰還した兵のカルテ750名分（旧国府台陸軍病院・市川市）があったから証明できた。藤野さんは、「疑似平等」がファシズム下で実行された一例という。障害者も病者も御国の戦力になり、死したら靖国神社に祀られる、という平等の思想。

真珠湾攻撃直前の一九四一年一月、兵役法施行令が改定され、丙種合格も徴兵可能になった。

（吉田）